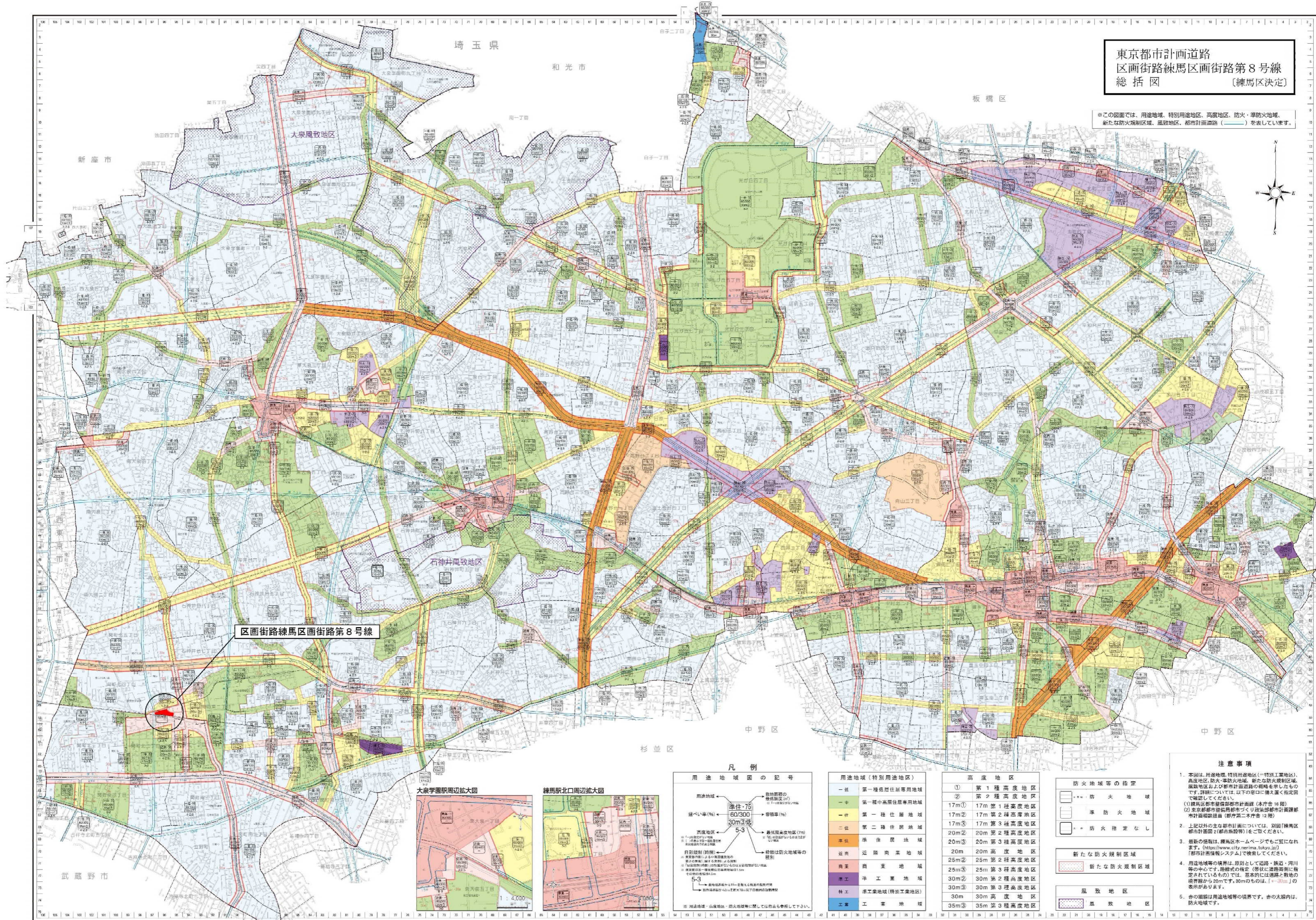
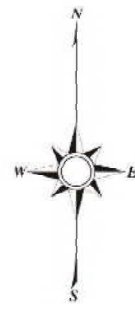
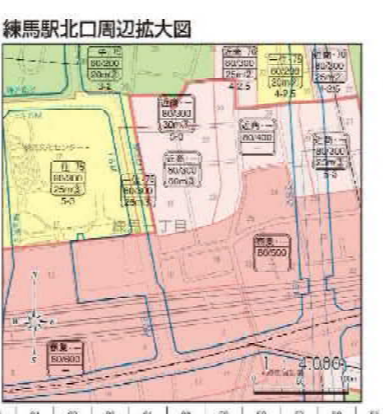


東京都市計画道路  
区画街路練馬区画街路第8号線  
総括図 [練馬区決定]

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（—）を表示しています。



区画街路練馬区画街路第8号線



凡例

用途地域	自治振興の 施設地区(第1種)
準住・75 60/300 30m3低 5-3	容積率(%)
高度地区	最低高度地区(7m)
自己規制(制限)	給排水防火地域等の 規制
※ 用途地域・高度地区・防火地域等に併しては右の表を参照して下さい。	

用途地域(特別用途地区)

一住	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第二種住居地域
二住	第三種住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第1種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第1種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
30m①	30m 第1種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第1種高度地区
35m②	35m 第2種高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
■	準防火地域
□	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域
■	風致地区
■	風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の幅員を示したものです。詳細については、以下の章口に備え置く決定図で確認してください。  
(1)練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎18階)  
(2)東京都都市計画部都市づくり政策課都市計画課都市計画情報担当(都庁第二本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」で検索してください。)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線指定の指定(形状に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から30mです。30mのものは、[—30m]の表記があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の内線は、防火地域です。